

令和4年度

# 建設工事等発注関係資料

竹原市総務企画部財政課

## 【目次】

- 1 最低制限価格の算定方法の見直しについて . . . . . 3
- 2 電子入札等システムに関する重要なお知らせ . . . . . 4
- 3 竹原市の災害復旧工事に係る工事内訳書の簡略化の延長について . . . . . 5
- 4 「復興歩掛」及び「復興係数」の継続について . . . . . 6
- 5 令和5・6度建設工事等競争入札参加資格審査申請の受付について . . . . . 7
- 6 健康保険証の写しを提出する場合のマスキングについて . . . . . 8

# 1 最低制限価格の算定方法の見直しについて

## (1) 趣旨

ダンピング対策のさらなる徹底を図るため、最低制限価格の算定方法を見直します。

## (2) 内容

- ① 竹原市建設工事最低制限価格制度事務取扱要領第3条第1項第4号における一般管理費等の算入率「100分の55」を「100分の68」に改めます。

改正後	改正前
(最低制限価格の決定等) 第3条 最低制限価格は、次に掲げる額の合計額の1,000円未満の端数を切り上げた額とする。 (1) 直接工事費の額に100分の97を乗じて得た額から1円未満の端数を切り捨てた額 (2) 共通仮設費の額に100分の90を乗じて得た額から1円未満の端数を切り捨てた額 (3) 現場管理費の額に100分の90を乗じて得た額から1円未満の端数を切り捨てた額 (4) 一般管理費等の額に <b>100分の68</b> を乗じて得た額から1円未満の端数を切り捨てた額	(最低制限価格の決定等) 第3条 最低制限価格は、次に掲げる額の合計額の1,000円未満の端数を切り上げた額とする。 (1) 直接工事費の額に100分の97を乗じて得た額から1円未満の端数を切り捨てた額 (2) 共通仮設費の額に100分の90を乗じて得た額から1円未満の端数を切り捨てた額 (3) 現場管理費の額に100分の90を乗じて得た額から1円未満の端数を切り捨てた額 (4) 一般管理費等の額に <b>100分の55</b> を乗じて得た額から1円未満の端数を切り捨てた額

- ② 竹原市測量・建設コンサルタント等業務最低制限価格制度事務取扱要領第3条第1項第4号における地質調査業務の諸経費の算入率「0.45」を「0.48」に改めます。

改正後	改正前
(最低制限価格の決定方法) 第3条 最低制限価格は、次の各号の業務ごとに、予定価格算出の基礎となった設計金額（以下「設計金額」という。）に基づき、当該各号に定める業務別に市長が別に定める式により算定した額（小数点以下の端数があるときは、これを切り捨てた額。以下「算定額」という。）の1,000円未満の端数を切り上げた額とする。 (1) 測量業務 直接測量費+測量調査費+（諸経費×0.48） (2) 建築関係建設コンサルタント業務 直接人件費+特別経費+（技術料等経費×0.6）+（諸経費×0.6） (3) 土木関係建設コンサルタント業務 直接人件費+直接経費+（その他原価×0.9）+（一般管理費等0.48） (4) 地質調査業務 直接調査費+（間接調査費×0.9）+（解析等調査業務費×0.8）+（諸経費× <b>0.48</b> ） (5) 補償関係コンサルタント業務 直接原価+（その他原価×0.9）+（一般管理費等×0.45）	(最低制限価格の決定方法) 第3条 最低制限価格は、次の各号の業務ごとに、予定価格算出の基礎となった設計金額（以下「設計金額」という。）に基づき、当該各号に定める業務別に市長が別に定める式により算定した額（小数点以下の端数があるときは、これを切り捨てた額。以下「算定額」という。）の1,000円未満の端数を切り上げた額とする。 (1) 測量業務 直接測量費+測量調査費+（諸経費×0.48） (2) 建築関係建設コンサルタント業務 直接人件費+特別経費+（技術料等経費×0.6）+（諸経費×0.6） (3) 土木関係建設コンサルタント業務 直接人件費+直接経費+（その他原価×0.9）+（一般管理費等0.48） (4) 地質調査業務 直接調査費+（間接調査費×0.9）+（解析等調査業務費×0.8）+（諸経費× <b>0.45</b> ） (5) 補償関係コンサルタント業務 直接原価+（その他原価×0.9）+（一般管理費等×0.45）

## (3) 施行期日

令和4年6月1日以降に指名・公告する工事又は業務から適用

## 2 電子入札等システムに関する重要なお知らせ

令和4年6月1日から、「MicrosoftEdge」に対応した新システムへ移行されます。  
新システムを利用するために必要な作業等の案内が「広島県の調達情報」に掲載されていますので、必ずご確認ください。

広島県の調達情報 <https://chotatsu.pref.hiroshima.lg.jp/index.html>

- 電子入札補助アプリの設定

新システムの利用にあたっては、必ず電子入札補助アプリのバージョンアップ作業が必要です。(バージョン1.0.0 → 1.1.0)

- 新電子入札システムに関するお問い合わせ先

電話番号：0570-550215

対応時間：9時～12時、13時～17時(土・日・祝祭日を除く)

電子メール：[nyusatsuhelpj@t-elbs.jp](mailto:nyusatsuhelpj@t-elbs.jp)

### 3 竹原市の災害復旧工事に係る工事内訳書の簡略化の延長について

#### (1) 趣旨

災害復旧工事における入札業者の負担を軽減し，工事の円滑な執行による迅速な復旧・復興を目指すため，令和元年7月22日より，災害復旧工事に限り工事内訳書の簡略化を行ってきました。

災害復旧の取り組みが令和4年度以降も続くことから簡略化の取り組みを延長します。

#### (2) 適用期間

改正前 適用期間は，令和4年3月31日までとする。

改正後 適用期間は，令和5年3月31日までとする。

## 4 「復興歩掛」及び「復興係数」の継続について

### (1) 趣旨

令和元年9月4日に広島県が導入した「復興歩掛」及び「復興係数」について、竹原市が発注する平成30年7月豪雨災害、令和3年7月及び8月豪雨災害等からの復旧・復興に向けて、不調・不落の発生状況等を考慮し、令和4年度も継続して適用することとします。

なお、対象工事等の適用内容についてはこれまでと同様です。

### (2) 対象工事

竹原市が発注する災害復旧工事で、施工条件等を勘案し作業効率低下のおそれがある工事を対象とします。

対象工事は、入札公告の入札参加資格要件等の欄に適用する旨を記載するとともに、特記仕様書に適用する内容を記載します。

### (3) 復興歩掛（土工の日当り作業量の補正）

#### ① 復興歩掛の対象

(ア) 機械土工【掘削、掘削（ICT）、河床等掘削、積込（ルーズ）、積込（コンクリート殻）】

(イ) 砂防土工【掘削（砂防）、積込（ルーズ）（砂防）】

(ウ) 土の敷均し締固め工【路体（築堤）盛土、路体（築堤）盛土 ICT、路床盛土、路床盛土（ICT）、整地】

#### ② 補正内容

作業日当り標準日当り作業量を20%低下する補正

補正後の作業日当り作業量＝作業日当り標準日当り作業量×0.8

### (4) 復興係数（間接工事費の補正）

土木工事標準積算基準書により各工種区分に従って対象額ごとに求めた共通仮設費率及び現場管理費率に、それぞれ次の補正係数を乗じるものとする。

共通仮設費率：1.1 現場管理費率：1.1

### (5) 適用期間

令和4年4月1日から別途通知する日までに指名・公告・随意契約する工事に適用する。

## 5 令和5・6年度建設工事等競争入札参加資格審査申請の受付について

市が発注する建設工事、測量・建設コンサルタント等業務の新しい資格審査申請の受付は、令和4年11月から行う予定です。詳しくは、今後掲載する広島県のホームページ又は竹原市のホームページの手引き等でご確認ください。

## 6 健康保険証の写しを提出する場合のマスキングについて

「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」により、被保険者記号・番号が個人単位化されたことに伴い、プライバシー保護の観点から、健康保険事業とこれに関連する事務以外に、保険者番号、被保険者等記号・番号の告知を要求することを制限する「告知要求制限」の規定が設けられました。よって、令和2年10月以降、配置予定技術者と受注者との雇用関係が確認できるものとして健康保険証の写しを提出する場合、保険者番号、被保険者等記号・番号にマスキングを施してください。

### 【マスキング（黒塗り）見本】

健康保険 被保険者証	本人（被保険者証）		令和○年○月○日交付
	記号	■■■■■■■■■■	番号 ■■■■■■■■■■
氏名		○○ ○○	
生年月日		昭和○○年○○月○○日	
性別		○	
資格取得年月日		平成○○年○○月○○日	
事業所名称		株式会社○○	
保険者番号		■■■■■■■■■■	
保険者名称		○○○○○	
保険者所在地		○○市○○○	